

前橋工科大学学生通則

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第106号

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋工科大学（以下「本学」という。）の学生の行為及び学内における団体集会等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(誓約書等の提出)

第2条 入学を許可された学生は、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 本人及び保証人が連署した誓約書

(2) 学生調査票

(保証人)

第3条 保証人は、保護者又はこれに代わる者で、独立の生計を営む成人とする。

2 保証人は、学生の身上につき一切の責任を負うものとする。

(保証人の変更)

第4条 学生は、保証人に変更があった場合は、速やかに保証人変更届を学長に提出しなければならない。

(住所の変更)

第5条 学生は、本人、保護者及び保証人の住所に変更があった場合は、速やかに学長に届け出なければならない。

(姓名の変更)

第6条 学生は、本人の姓名に変更があった場合は、速やかに姓名変更届を学長に提出しなければならない。

(休学、復学及び退学)

第7条 学生は、休学しようとするときは休学願、復学しようとするときは復学願、退学しようとするときは退学願を本人及び保証人が連署のうえ学長に提出しなければならない。

(欠席)

第8条 学生は、病気その他の理由により1週間以上欠席するときは、学長に欠席届を提出しなければならない。この場合において、欠席の理由が病気によるときは、医師の診断書を添付するものとする。ただし、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条で定める感染症（以下「学校感染症」という。）については、治癒証明書を提出することで診断書に代えることができる。

2 学生の親族が死亡した場合は、忌引届を学長に提出しなければならない。

3 学生が学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法施行規則第18条感染症欠席届を学長に提出しなければならない。

4 学生が次の各号のいずれかの理由により欠席する場合は、当該各号で決められた日数については欠席日数に算入しない。

(1) 学生にとって1親等に当たる者が死亡した場合 7日以内

(2) 学生にとって2親等に当たる者が死亡した場合 5日以内

(3) 学生にとって3親等に当たる者が死亡した場合 3日以内

(4) 学校感染症に罹患した場合 出席停止の期間

(5) その他学長が特に必要と認める場合 学長の認める期間

5 前項第1号から第3号までによる日数は、当該親族が死亡した日又は葬儀が執り行われた日を含む連続した期間とする。

6 第4項第4号により欠席するときは、速やかに学長に申し出なければならない。
(学生証)

第9条 学生は、所定の学生証の交付を受け、これを常に携帯し、本学の関係者から請求がある場合は、いつでもこれを提示しなければならない。

2 学生証は、卒業、修了、退学又は除籍の場合には、直ちに返付しなければならない。

3 学長は、学生証を携帯しない者について、教室、研究室、附属図書館その他の本学施設の使用を禁止することがある。

4 学生は、学生証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに学長に学生証再交付願を提出し、再交付を受けなければならない。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年1回本学が実施する健康診断を受けなければならない。

(証明書等)

第11条 学生は、証明書の交付を希望する場合は、学長に申請しなければならない。

(団体)

第12条 学生が団体を設立しようとするときは、学生団体設立願及び当該団体の規約を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定は、学生団体設立願の記載事項又は団体の規約の変更について準用する。

(集会)

第13条 学生は、学内で会合を開こうとするときは、責任者を2人以上定め、事前に集会許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(印刷物の掲示、配布等)

第14条 学生又は学生の団体が、雑誌、新聞その他の印刷物を刊行し、配布しようとするときは、印刷物等配布（販売）許可願及び当該印刷物等を提出し、学長に許可を受けなければならない。

2 学生又は学生の団体が文書を掲示しようとするときは、掲示許可願により学長の許可を受けて、所定の場所に掲示にしなければならない。

（宣伝等）

第15条 学生が、学内で演説、宣伝等を行おうとするときは、事前に演説、宣伝等許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（不許可）

第16条 学長は、第12条から前条までに規定する事項について、学生が本学の教育目的に反し、又は学生の本分を逸脱すると認めるときは、これを許可しない。

（書類の様式）

第17条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 誓約書
- (2) 学生調査票
- (3) 保証人変更届
- (4) 姓名変更届
- (5) 休学願
- (6) 復学願
- (7) 退学願
- (8) 欠席届
- (9) 治癒証明書
- (10) 忌引届
- (11) 学校保健安全法施行規則第18条感染症欠席届
- (12) 学生証再交付願
- (13) 証明書交付願
- (14) 学生団体設立願
- (15) 集会許可願
- (16) 印刷物配布（販売）許可願
- (17) 掲示許可願
- (18) 演説、宣伝等許可願

（その他）

第18条 この規程に定めるもののほか、学生の行為及び学内における団体等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在前橋工科大学学生通則（平成13年工科大学訓令甲代19号）の規定により交付された学生証及び申請された証明書については、この規程により交付された学生証及び申請された証明書であったものとみなす。

附 則（平成30年10月31日規程第22号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年9月3日規程第23号）

この規程は、公表の日から施行し、改正後の前橋工科大学学生通則については、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月12日規程第15号）

この規程は、公表の日から施行し、改正後の前橋工科大学学生通則については、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月29日規程第19号）

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規程第5号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。